指定医指定事務取扱要領 一部改正　　新旧対照表

変更点は下線部

新

別紙

児童福祉法第 19 条の３第１項に規定する指定医の指定に係る事務取扱要領

第１～第９（略）

別表１

厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格

認定機関	専門医の資格
（略）	（略）
日本専門医機構	（略） その他の日本専門医機構が行う認定に係る医師の専門性に関する資格（※）

※具体的には、日本専門医機構が認定するいわゆる「サブスペシャルティ領域」に係る資格をいう。

別表２（略）

様式１号～様式６号（略）

旧

別紙

児童福祉法第 19 条の３第１項に規定する指定医の指定に係る事務取扱要領

第１～第９（略）

別表１

厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格

認定機関	専門医の資格
（略）	（略）
日本専門医機構	（略） （新設）

（新設）

別表２　（略）

様式１号～様式６号（略）